

応急手当推進事業所とは？

会津若松消防本部の規程により、事業所を応急手当推進事業所（あいづ AED ステーション、あいづ応急手当ステーション）として認定し、より一層の応急手当の普及啓発活動を推進するとともに、地域住民及び事業所に勤務する従業員による応急救護体制の構築に寄与するものです。

認定を受けると、消防本部から認定証と認定マーク（ステッカー）が交付されます。

認定を受けてからの有効期限は5年間です。

あいづ AED ステーションとは、AED を備え、付近で AED を必要とする傷病者が発生した場合に、AED を無償提供することができる事業所です。

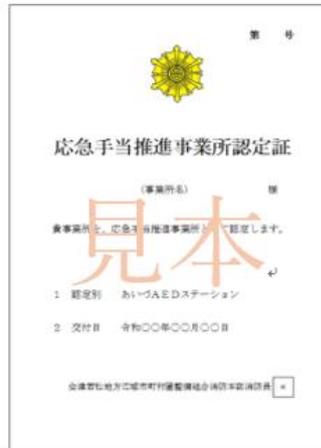
あいづ応急手当ステーションとは、あいづ AED ステーションの要件に加え、救急講習等を修了した者が勤務しており、付近で応急手当等を必要とする傷病者が発生した場合に、必要な対応ができる事業所です。

※事業所の名称を公表することに同意していただく必要があります。

詳しくは、最寄りの消防署へお問い合わせください。

認定証

新

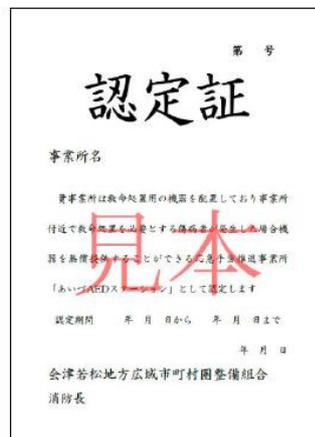
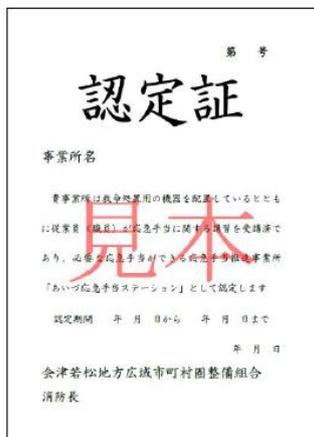


認定マーク
(ステッカー)



※ 令和6年8月1日から認定証が新しいレイアウトになりました。

旧



※ 旧認定証 レイアウト変更後も、認定期限まで引き続き有効です。